

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		農業経営改善計画の認定変更の認定
根拠法令及び条項		農業経営基盤強化促進法第13条第1項
所管部課係名		市民生活部産業振興課農業商工業振興係
審 査 基 準	関係条項	農業経営基盤強化促進法第13条第2項
	基準 (未設定の場合はその理由)	新座市農業経営改善計画の認定に関する要綱第6条による。
	参考事項	なし
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日程度
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)